

岩見沢市下水道条例 除害施設設置基準

岩見沢市 下水道条例	下水道法 施行令	下水の水質基準	
第6条の2	第9条	1 温度	45度以上
		2 水素イオン濃度	水素指数5以下又は9以上
		3 ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量 5mgを超えるもの 動植物油脂類含有量 30mg/lを超えるもの
		4 沃(よう)素消費量	220mg/l以上であるもの
第6条の3	第9条の10 (第9条の4)	5 カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg/l以下
		6 シアン化合物	シアン1mg/l以下
		7 有機燐化合物	1mg/l以下
		8 鉛及びその化合物	鉛0.1mg/l以下
		9 六価クロム化合物	六価クロム0.2mg/l以下
		10 ヒ素及びその化合物	ヒ素0.1mg/l以下
		11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/l以下
		12 アルキル水銀化合物 検出されないこと。	検出されないこと。
		13 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l以下
		14 トリクロロエチレン	0.1mg/l以下
		15 テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下
		16 ジクロロメタン	0.2mg/l以下
		17 四塩化炭素	0.02mg/l以下
		18 一・二ジクロロエタン	0.04mg/l以下
		19 1・1ジクロロエチレン	1mg/l以下
		20 シスー1・2ジクロロエチレン	0.4mg/l以下
		21 1・1・1トリクロロエタン	3mg/l以下
		22 1・1・2トリクロロエタン	0.06mg/l以下
		23 1・3ジクロロプロパン	0.02mg/l以下
		24 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.06mg/l以下
		25 2-クロロ-4,6-ビス (エチルアミノ)-s-トリアジン (シマジン)	0.03mg/l以下
		26 S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (チオベンカルブ)	0.2mg/l以下
		27 ベンゼン	0.1mg/l以下
		28 セレン及びその化合物	セレン0.1mg/l以下
		29 ほう素及びその化合物	ほう素10mg/l以下
		30 ふつ素及びその化合物	ふつ素8mg/l以下
		31 一・四ジオキサン	0.5mg/l以下
		32 フェノール類	5mg/l以下
		33 銅及びその化合物	銅3mg/l以下
		34 亜鉛及びその化合物	亜鉛2mg/l以下
		35 鉄及びその化合物 (溶解性)	鉄10mg/l以下
		36 マンガン及びその化合物 (溶解性)	マンガン10mg/l以下
		37 クロム及びその化合物	クロム2mg/l以下
	第9条の11 (第9条の5)	38 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/l未満
		39 生物化学的酸素要求量	5日間に600mg/l未満
		40 浮遊物質量	600mg/l未満